

いただいた主なご意見の概要と国土交通省の考え方

| 番号 | 主なご意見の概要 | 国土交通省の考え方 |
|----|---|--|
| 1 | 「社会保険の加入調査」は、通常社会保険事務所が実施する「総合調査レベル」の調査の実施が望ましい。 | 社会保険等未加入により行政処分を行う場合、社会保険等関係機関に対し、加入の有無を確認したうえで行うこととしております。 |
| 2 | 「運輸開始届」のあった段階で、社会保険加入条件を所轄官庁との電子情報交換によってチェックし、問題があれば許可取消とする厳罰処分と願いたい。また、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の適正化指導員による巡回指導が事業開始後6ヶ月以内に実施されるが、そこで不備が発覚した場合も直ちに運輸支局で監査を実施し、許可取消とする厳罰をもって処分願いたい。 | 「運輸開始届」に社会保険等の加入状況を確認できる書類を添付させることとしております。「運輸開始届」に確認書類が添付されてなく適切な加入が認められない場合は監査を実施し、行政処分等を実施することとしております。また、適正化指導員の巡回指導において、社会保険等の未加入が確認された場合には改善指導を行い、改善が認められない場合に運輸支局が監査を実施することとなります。社会保険未加入により許可取消とすることは、他の違反事項の処分量定との関係で困難と考えているところです。 |
| 3 | 「運送事業者監査総合システム」を活用し、効率的に監査を実施すると共に、5年に1回を目途にした「許可更新」制度を構築されたい。 | 効果的な監査の実施については、今後とも努めて参ります。一定期間毎に定期的に許可の更新することは、過度の規制となり、規制緩和の流れに逆行するおそれもあり、また、6万以上の事業者について定期的に審査を行い、許可を更新するというのは非効率的であり、行政コストの増大を招く懸念もあり、許可の更新性については困難と考えているところです。 |
| 4 | 同規模の事業者であって、一方は従業員の9割が加入しているが、一方は1名しか加入していない場合、同様に扱うのか。不公平がないように願いたい。 | 社会保険等加入義務者が一人でも未加入の場合、行政処分の対象となります。 |
| 5 | 運輸開始時に社会保険等が未加入であれば、開始届を不受理とならないか。 | 「届出」は、行政庁に対し一定の事項を通知する行為であって、法令により直接に当該通知が義務づけられるものであり、これが法令に定められた形式上の要件に該当する場合は、法令上当該届出の提出される機関の事務所に到達したときに通知行為として完了となります。よって、運輸開始届は、トラック事業法施行規則の規定により運輸を開始した旨を通知すればよいので、社会保険等加入の確認書類がないからといって届出を不受理とすることはできません。しかしながら、許可に際し、運輸開始までに社会保険等に適正に加入することを条件に付すことから、当該条件を満たしていない場合は、行政処分の対象となります。 |
| 6 | 新聞等の報道により社会保険庁の不祥事に「年金」への不審が強くあり、年金への信頼回復と適正な運賃収受がかなうまで猶予できないか。 | 社会保険等の加入は法律で定められている義務ですので、適正な加入をお願い致します。 |
| 7 | 業界全体を考えると強制加入は厳しい。燃料高騰に対する補助・助成等を実現した上で保険加入の指導を行うべきである。 | 社会保険等の加入は法律で定められている義務ですので、適正な加入をお願い致します。現下の燃料高騰に対する対策としては、燃料サーチャージ制の導入等の措置を講じることとしております。 |